

用語解説

あ

あいちエコ住宅ガイドライン 45p

県民や住宅生産者向けに、環境に配慮した住宅の建設、ライフスタイルを実践していくための指針として2003年(平成15年)に県が策定したもの。2006年(平成18年)には「あいちエコ住宅ガイドライン(小中学生版)わたしの家」を子ども向けに策定。

愛知県安全なまちづくり条例 48p

県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止などについて県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、県民、事業者、市町村などが地域社会の連帯の強化を図りながら、一体となって安全なまちづくりを推進し、並びに犯罪による被害を防止するために必要な規制などを行い、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする条例。

愛知県建築安全安心マネジメント計画 47p

愛知県における建築物の安全安心に関する施策について、参加機関が連携し、総合的かつ計画的に推進していくための指針。

愛知県建築物環境配慮制度 24,45p

建築主がCASBEEあいちを用いて建築物の総合的な環境性能を評価した結果を「建築物環境配慮計画書」として県に提出し、提出を受けた県が計画書の審査などを行い、必要に応じて環境性能の向上に向けた指導・助言などを行うとともに、これらの手続きが完了した計画書の一部を公表する制度。

愛知県リサイクル資材評価制度(あいくる) 45p

リサイクル資材についてあらかじめ評価基準を公表し、製造業者からの申請を受けて、評価基準に適合するものを認定し、愛知県の公共工事に率先して利用する制度。

あいち認証材 50p

愛知県内で産出されたことを、あるいは、それを加工した製品であることを、愛知県産材認証機構が認証した木材、製品。

エネルギー起源CO₂ 19p

石油、ガスなどの燃料の燃焼により発生する二酸化炭素。

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 24p

燃料資源の有効利用を図るために、工場等、輸送、建築物及び機械器具のエネルギー使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講じることなどを目的とした法律。

エリアマネジメント 52p

一定のエリアを対象に、住民、事業主、地権者など地域の多様な担い手が主体的に、地域の問題解決に向けて協働で維持管理・運営(マネジメント)に取り組むもので、地域自らが地域を「育っていく」ことが期待される。

応急仮設住宅 42p

地震をはじめとした自然災害などにより、居住地を失った住民に対し、行政が貸与する仮の住宅。

あ

温室効果ガス 19,24p

地表から放射される赤外線を吸収する気体で、この気体の濃度が高くなると温暖化の原因となる。この気体には、二酸化炭素、メタン、フロンなどがある。

か

がけ地近接等危険住宅移転事業 44p

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊などによる自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、県民の生命の安全を確保することを目的とする事業。

木のまち・木のいえ整備促進事業 50p

木のまち整備促進事業は、再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する建築物の整備による低炭素社会の実現を図るため、先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物の建設に対し、その費用の一部を補助する事業。また、木のいえ整備促進事業は、地域の中小住宅生産者により供給される木造住宅への助成を行い、住宅供給の担い手である中小住宅生産者による長期優良住宅への取組を促進する補助事業。

CASBEEあいち 45p

建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)に愛知県独自の評価基準を加え、愛知県における環境配慮重点項目の評価結果も表示できるようにするなど、愛知県の地域特性や関連する条例など諸制度における取組を踏まえて一部編集し直したもの。

京都議定書 19p

1997年(H9年)12月に気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書。我が国は二酸化炭素(CO₂)を始めとする温室効果ガスの排出量を平成20年から平成24年までに1990年比6%削減することが定められた。

暮らし・にぎわい再生事業 51p

中心市街地の再生を図るため、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連するにぎわい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用を総合的に支援する事業。

グループホーム 55,57p

生活に困難を抱えた障害者や認知症の高齢者などが、専門スタッフなどの援助を受けながら、小人数で共同生活を送る住まい。

ケアホーム 55,57p

知的障害者や精神障害者が共同で生活する住居で、グループホームで行われている日常的な生活援助に加えて食事や入浴、排せつなどの介護を行う住まい。

建築協定 52p

建築基準法に基づき、一定の区域内の土地所有者などの全員合意により、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結するもの。

か

限界集落 21p

過疎などによって、65歳以上の高齢者の割合が50パーセントを超えるようになった集落のこと。家を継ぐ若者が流出して、冠婚葬祭や農作業における互助など、社会的な共同作業が困難になった共同体・コミュニティ。

高齢者の居住の安定確保に関する法律 2,54p

高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

国土交通省成長戦略 54p

人口が減少に転じ、急速に少子高齢化が進展するという厳しい局面を迎えており、将来にわたって持続可能な国づくりを進めていくために国土交通省が取りまとめた成長戦略。

子育て支援に配慮した県営住宅施設整備指針 57p

家庭や地域の子育て力の低下に対して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する動きを背景に、県営住宅の集会所や公園などの施設を、地域における子育て活動を支援する場として活用する際の愛知県の整備指針。

さ

再生可能エネルギー 45p

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

最低居住面積水準 16,60p

世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。その面積(住戸専用面積・壁芯)は、住宅性能水準※の基本的機能を満たすことを前提に、次のとおりとする。

- 単身者25m²
- 2人以上の世帯10m²×世帯人数+10m²

※住宅性能水準:居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるものであり、基本的機能、居住性能、外部性能に関する事項で構成される。

サービス付き高齢者向け住宅制度 2,54,60p

2011年(平成23年)の「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の賃貸住宅などを登録する制度。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境整備が図られる。

市街地再開発事業 51,68p

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、建築物、建築敷地及び公共施設の整備を行う事業。オープンスペースを持つ耐火建築物と道路などの公共施設が整備され、生活環境の改善、商業の活性化、都市の防災安全性の向上などが期待できる。

指定確認検査機関 47p

建築基準法に基づき、建築確認や検査を行う機関として国土交通大臣や都道府県知事から指定された民間の機関。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)58p

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対して賃貸住宅の供給促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

住宅市街地総合整備事業68p

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善などを図るため、住宅などの整備、公共施設の整備などを総合的に行う事業。

住宅性能表示制度45,48,49p

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能を評価し表示する制度。住宅性能表示項目は、構造の安定、火災時の安全、劣化の軽減など10分野29項目からなり、共通基準に基づき客観的に評価し、その性能を等級や数値で示す。

住宅セーフティネット38,57,58,60p

住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な者が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況などに適した住宅を確保できるような様々な仕組みのこと。

住生活基本法2,4p

「住生活の基盤である良質な住宅の供給」、「良好な居住環境の形成」、「居住のために住宅を購入するもの等の利益の擁護、増進」「居住の安定の確保」を基本理念とした、国民に安全かつ安心な住宅を十分に供給するための住宅政策の指針となる法律(2006年(平成18年)6月施行)。

重点密集市街地44p

地震時などにおいて大規模な火災の可能性があり重点的に解消すべき密集市街地。

シルバーハウジング55p

バリアフリー化された公営住宅などと生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅。

新耐震基準13,44p

地震に対する建築物の構造耐力を規定した建築基準法の基準。中規模の地震(震度5強程度)に対してはほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊などの被害を生じないことを目標に1981年(昭和56年)の法改正で規定された。

住まい手センター制度49,55p

住宅を建設、購入あるいは適正に維持管理しようとする住まい手に対し、一定の能力と信用を有し、客観的な立場から適切な助言を行う住まいづくりに関わる各分野の専門家を愛知ゆとりある住まい推進協議会が登録し、紹介することにより、住まい手の主体的な住まいづくり、住まい選びを支援することを目的とする制度。

さ

生活援助員（ライフサポートアドバイザー）55p

シルバーハウジングなどに居住している高齢者に対して、必要に応じて日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡などのサービスを行う者。

生産緑地制度62p

生産緑地法に基づき、市街化区域内にある農地の持つ緑地・保水機能に着目して、災害や公害の防止、農業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地を「生産緑地地区」として計画的に保全して良好な都市環境の形成を図るための制度。

増改築相談員46p

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターに登録し、住宅のリフォームを考えている消費者からの相談に対応とともに、必要に応じて助言などをを行う者。また、消費者の要請に応じて、住宅リフォームの具体的計画や見積りなどを行う。

た

耐震化アドバイザー43p

地震災害に備え、住まいの耐震改修や家具の転倒予防に関し、中立的な立場で専門的なアドバイスを行う者。愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が講座を開催し養成。

大工育成塾50p

一般社団法人大工育成塾が国土交通省の支援を受けて、優秀な大工職人の育成に取り組むもの。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律2,58p

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲等により、地域の自主性・自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。

地区計画51p

都市計画法に基づき、ある一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制・誘導を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を、強化、又は一定条件の下で緩和することができ、各街区の整備及び保全を図る。一般的な都市計画の決定手続きに加え、案の作成段階から地区住民などの意見を求める必要がある。

長期優良住宅認定制度46p

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を「長期優良住宅」として認定し、さまざまな税制優遇を適用する制度。

長期優良住宅維持保全マニュアル46p

長期優良住宅を適切に維持保全するために県が作成したマニュアル。

津波対策の推進に関する法律（津波防災地域づくり法）42p

津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律。

た

低炭素社会 33,45p

化石エネルギーへ依存した社会から脱却した、二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

DV被害者 58p

DVとは「Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)」を略したもの。ドメスティック・バイオレンスは、一般的に、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力という意味で使用され、DV被害者は、ドメスティック・バイオレンスの被害者のこと。

特定公共賃貸住宅 57p

中堅所得者などに対して居住環境が良好な賃貸住宅を供給する特定優良賃貸住宅のうち、地方公共団体によって建設される住宅。

は

ハザードマップ 43,44p

自然現象による被害を予測し、その被害範囲を地図に示した災害予測図。予測される災害の発生地点や被害の範囲・程度、避難経路、避難場所などの情報が図示されている。

バイオマス 45p

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。

ヒートアイランド 47p

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。年間を通じて発生しているが、特に夏季の気温上昇による都市生活の快適性低下が問題となっている。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例 55,56p

高齢者、障害者などを含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる街づくりに関する施策の基本方針などを定めた愛知県条例。

不燃領域率(簡便法) 44p

地区内における一定規模以上の道路や公園などの空地面積、耐火建築物などの不燃化面積から市街地の燃え難さを算定する指標。40%以上の水準に達すると市街地の焼失率は急激に低下し、70%を越えると焼失率はほとんど0になることが知られているため、基本的な整備水準は40%以上とされる。ただし簡便法の算定結果が40~50%の場合、実際の不燃領域率は40%を下回っている可能性があるため、簡便法での基本的な整備水準は50%以上とされる。

防災まちづくりアドバイザー 43p

町内会や自治区など地域組織が自主的に防災まちづくりに取り組む際、方針や活動計画のとりまとめなどをコーディネートする者。県が「あいち防災カレッジ」を開催し養成。

防災リーダー 43p

市町村と連携し、地域や企業などで防災講演会などの啓発活動や、災害時における地域の防災リーダーとしての活動を行う人物。

防犯優良マンション認定制度 48p

建物や敷地まで含めた全体の防犯性能に優れたマンションを認定する制度。

ま

まちづくり協定 52p

土地や住宅の所有者及び賃借権を有する人たちが、自分たちの住む地区の住宅整備に関することや地区施設の維持管理に関する事項、そして街づくり全般におけることについて、協議を重ねて結んだ任意の協定。

マンション管理士 53p

専門的知識をもって、管理組合の運営、建物構造上の技術的問題などマンションの管理に関して、管理組合の管理者など又はマンションの区分所有者などの相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者。マンション管理士試験に合格し、マンション管理士として登録することが必要。

マンションみらいネット 53p

個々のマンション管理組合の運営状況などを財団法人マンション管理センターのコンピュータに登録し、インターネットを通じて登録情報を随時閲覧できるよう構築されたシステム。

マンションリフォームマネージャー 46p

一定の実務経験を持ち、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが行う資格試験に合格した、マンションリフォームの企画、提案などを行う専門家。主として専有部分のリフォームについて、居住者や管理組合への専門的なアドバイザーとしての役割を果たすとともに、工事の施工に際して、調整・指導・助言などのマネージャーとしての役割を担う。

や

UJIターン 52p

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を表す。

誘導居住面積水準 13,16,50p

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、一般型誘導居住面積水準と都市居住型誘導居住面積水準からなる。その面積(住戸専用面積・壁芯)は、住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、次のとおりとする。

■一般型誘導居住面積水準*

- 単身者55m²
- 2人以上の世帯25m²×世帯人数+25m²

■都市居住型誘導居住面積水準*

- 単身者40m²
- 2人以上の世帯20m²×世帯人数+15m²

*一般型誘導居住面積水準:都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。

*都市居住型誘導居住面積水準:都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した必要と考えられる住宅の面積に関する水準。

優良建築物等整備事業 51,68p

市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給などの促進を再開発などにより図るもので、国の制度要綱に基づく事業。

